

公 募 (第 2 回)

平成 2 9 年 1 0 月 2 日

「公益財団法人大阪タクシーセンター新大阪駅前（移動）共同休憩所
食堂経営委託業務」の公募について

公益財団法人大阪タクシーセンターでは、タクシー業務に従事する者の福利厚生を
目的としての食堂経営事業者を下記のとおり公募します。

記

1. 食堂経営実施場所

大阪市淀川区西中島 5 - 1 6

公益財団法人大阪タクシーセンター 新大阪駅前（移動）共同休憩所

2. 内 容

大阪タクシーセンターが所有する共同休憩所の食堂経営

3. 提出書類等

飲食店経営事業者募集要項に記載

4. 応募方法

郵送若しくは持参のこと。（電話・ファックス・メールは不可）

5. 応募締切日

平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日（火）必着

6. 提出先

〒538-0053

大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 5 番 9 号

公益財団法人大阪タクシーセンター 総務課 宛

* なお、ご提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承願います。

飲食店経営事業者募集要項

(公財) 大阪タクシーセンター 新大阪駅前 (移動) 共同休憩所の飲食店経営を希望される方は、この募集要項をご承知の上、お申し込みください。

1. 募集物件

① 場 所

大阪市淀川区西中島5-16 新大阪駅3階 タクシー待機場内 (別図のとおり。)

- ・ レストランカー (バス型7席) / 3.400m(高)×2.250m(巾)×8.730m(長)
- ・ 厨 房 車 (マイクロバス) / 2.100m(高)×1.981m(巾)×6.875m(長)

② 使用用途

タクシー運転者のための飲食店営業

③ 使用料 (月額)

209,520円 (税抜き 194,000円)

2. 募集期間

平成29年10月2日から10月31日まで

3. 応募要領

別紙「申込書」の郵送 (消印日有効) 又は持参による申し込みとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

(1) 申込方法

- ・ 郵送の場合

送付先 〒538-0053

大阪市鶴見区鶴見4丁目5番9号

公益財団法人 大阪タクシーセンター 総務課

- ・ 持参の場合

提出先

大阪市鶴見区鶴見4丁目5番9号

公益財団法人 大阪タクシーセンター 総務課

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

(なお、土、日祝日は受付を行いません。)

(2) 必要書類（各 1 部）

- ① 応募申込書
- ② 暴力団排除に関する誓約書（所定様式）
- ③ 登記事項証明書又は登記簿謄本の（法人の場合）
住民票（個人の場合）
 - * 発行後 3 カ月以内のものに限る。
- ④ 国税及び府市税の未納税額がないことの証明書の写
 - * 国税は納税証明書に限る。
- ⑤ 4 (2) にかかる、最近 3 年間に 1 年以上営業した飲食店の営業許可証の写
- ⑥ 会社概要等（パンフレットなど飲食業の営業実態が判断出来るもの。）

4. 応募資格要件

- (1) 当該事業に関する契約を当センターとの間で直接締結できる法人及び個人であること。
- (2) 法人については、設立して 5 年以上、飲食店経営について良好な経営実績が 3 年以上あること。
- (3) 法人の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がなく、大阪府、大阪市から指名停止等を受けていないこと。
- (4) 個人の場合は、民法に定める契約能力があり、かつ保証能力（契約時に所定保証金の納付及び連帯保証人 2 名）があること。
- (5) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に所属しない者であること。
- (8) 国税、府市税の滞納がないこと。

5. 募集条件等

- (1) 営業に際しては、原則として外観を変更することはできず、現況有姿のまま使用すること。
- (2) 使用許可の期間は、原則として契約日から 1 年とし、以後 1 年更新制とする。
更新する場合には、許可期間終了の 30 日前までに継続申請を、更新しない場合は、許可期間終了の 3 ヶ月前までに書面にて意思表示をすること。
なお、土地所有者から車両撤去の申し入れがあったときには、更新ができない場合がある。
- (3) 経費等

営業に当たっては、光熱水費の他、行政関係届出費用、改装、修理・修繕、汁器設備等の諸費用もすべて営業者が負担すること。

(4) 飲食店営業の権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。

6. 営業事業者の決定

営業事業者は審査の上決定し、センターホームページにて公表します。

本募集要項の詳細については下記にお問い合わせください。

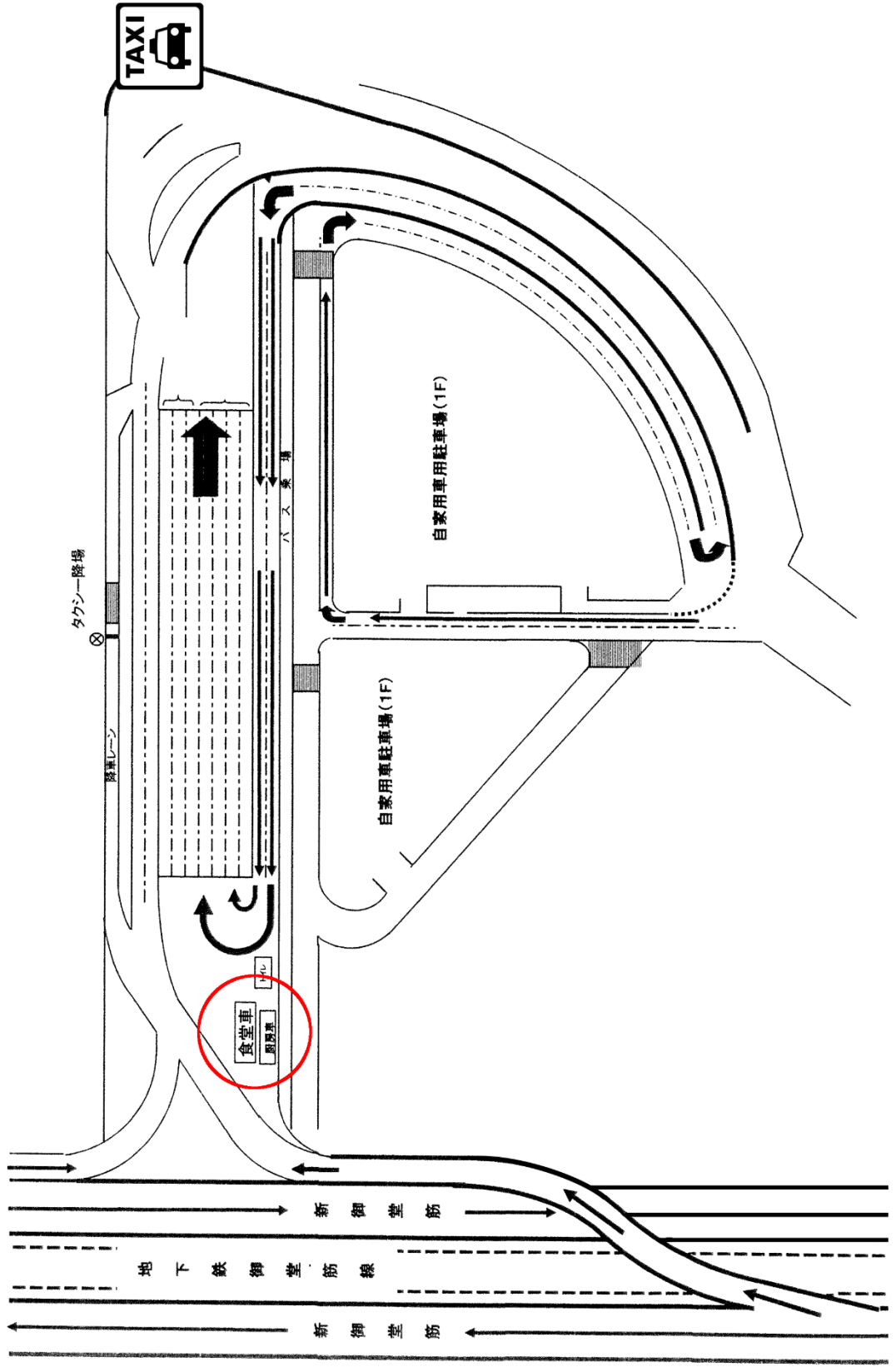
〒538-0053

大阪市鶴見区鶴見4丁目5番9号

公益財団法人 大阪タクシーセンター 総務課 芳本 / 西川

電話 (06)6933-5611

新大阪駅タクシー乗場付近見取図



応募申込書
＜新大阪駅前共同休憩所 食堂＞

平成 年 月 日

公益財団法人 大阪タクシーセンター会長 様

住 所（所在地）（〒 — ）

氏 名
法 人 名
代表者名
（事務担当者）
所属部署
氏 名
電 話

印

大阪タクシーセンター食堂営業事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記書類を添えて申し込みます。

* 添付書類（各1部）

①応募申込書（所定様式）

②暴力団排除に関する誓約書（所定様式）

③＜法人＞登記事項証明書又は登記簿謄本
＜個人＞住民票
※ 発行後3カ月以内のものに限る。

④国税及び府税市税の未納税額がないことの証明書の写
※国税は納税証明書に限る。

⑤募集要項3.(2)～⑤にかかる最近3年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写

⑥会社概要等（会社パンフレットなど飲食業の営業実態が判断できるもの）

暴力団排除に関する誓約書

私は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等）が、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力団等その他これらに準じる者に該当、及びこれらの者と密接な関わりがある。
2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること。
3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用していること。
5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
6. 役員等が、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術、脅迫的行為、業務妨害行為その他これらに準ずる行為を行うこと。
7. 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供すること。

(あて先)

公益財団法人大阪タクシーセンター 会長

平成 年 月 日

住所（又は所在地）

氏名（又は社名及び代表者名）

印